

消費税引き上げによる対応について

公益財団法人日本エステティック研究財団

2019年10月1日より、消費税率が8%から10%に引き上げられました。エステティックサロンでお客様と契約を交わす際、以下の点についてご確認をお願いいたします。

①「軽減税率制度」の導入

今回、消費税率の増税と合わせて、新しく「軽減税率制度」がスタートします。

「軽減税率制度」とは、酒類・外食を除く飲食料品全般と週2回以上発行される定期購読の新聞に限り、**消費税率が8%に据え置かれる**というもの。エステティックサロンの契約関係では、**関連商品で販売する美容食品や健康食品がこの軽減税率の対象**になります。

サロンで販売するものの中に、消費税率が10%の役務・商品と、8%の商品が混在する可能性があります。しっかり税率確認して、販売するようにしてください。

※「医薬品」「医薬部外品」は食品表示法に規定する食品からは除かれるため、軽減税率の対象にはなりません。

②2019年10月1日から「区分記載請求書等保存方式」も開始

「区分記載請求書等保存方式」とは、軽減税率の適用対象となる商品の仕入れかそれ以外の仕入れかの区分を明確にするため、記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存方式のことを言います。

エンドユーザー(一般消費者)など免税事業者は別として、取引の相手が課税事業者の場合、区分記載請求書等保存方式に対応した書面の交付を請求されることが考えられます。

③当財団発行「エステティックサービス契約書」関連商品欄に税率欄等を追加

一般的に、エステティックサービス契約書は消費者に交付するものですが、課税事業者から書面の請求があった際活用できるよう、当財団発行の「エステティックサービス契約書」に、区分記載請求書の要件を満たす**軽減税率チェック欄、8%対象合計額、10%対象合計額**を記載できるスペースを設けました。

④さらに2023年からは「適格請求書等保存方式制度」がスタート

2023年10月1日からは、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等保存方式制度」(適格請求書発行事業者として国税庁に登録が必要。登録申請は2021年10月1日から)が導入されます。

このように消費税の引き上げに伴い、エステティックサロンの帳簿及び請求書等の取り扱いが、今後大きく様変わりしていきます。

まずは、軽減税率対象商品の販売がある場合は、税率を確実に確認して販売するようお願いいたします。

以上

出典：「よくわかる消費税軽減税率制度」（国税庁 令和元年7月パンフレット）
消費税価格転嫁等総合相談センター 問い合わせ回答より

軽減税率制度導入に合わせた「エステティックサービス契約書」関連商品欄の変更
(2019年10月1日より)

関連商品	商品内容(種類)明細				<input checked="" type="checkbox"/> 軽減税率対象	単価	数量	料金(税込)
		8%対象計	円	10%対象計	円		合計金額	